

料金表（高压）

2026 年 11 月 1 日実施

北海道電力株式会社

1 料 金 種 別

(1) 料金種別は、各契約種別ごとに次のとおりといたします。

契 約 種 別		料 金 種 別	
業 務 用 電 力		一 般 料 金	
		時 間 帯 別 料 金	
		休 日 平 日 別 料 金 (業務用ウイークエンド電力)	
高 圧 電 力		一 般 料 金	
		時 間 帯 別 料 金	
		Ⅰ 型	一 般 料 金
			時 間 帯 別 料 金
		Ⅱ 型	一 般 料 金
			時 間 帯 別 料 金
Ⅲ 型	一 般 料 金		
	時 間 帯 別 料 金		
臨 時 電 力		—	
自 家 発 補 給 電 力		A	—
		B	—
予 備 電 力		—	

(2) 当社は、1 契約種別について 1 料金種別を適用いたします。

なお、料金種別は、あらかじめお客さまの負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決定いたします。

(3) 時間帯別料金または休日平日別料金（業務用ウイークエンド電力）の適用を受ける場合、契約期間満了に先だって、原則として他の料金種別に変更することはできません。

(4) 時間帯別料金または休日平日別料金（業務用ウイークエンド電力）から他の料金種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則として時間帯別料金または休日平日別料金（業務用ウイークエンド電力）に変更することはできません。

2 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日」に

関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

3 休日平日区分

休日平日区分は、次のとおりといたします。

(1) 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

(2) 平日

休日以外の日をいいます。

4 料金

(1) 業務用電力

電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）14（業務用電力）(5)の基本料金および電力量料金は、料金種別に応じ次のとおりといたします。

イ 一般料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,970円10銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	23円47銭
------------	--------

ロ 時間帯別料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,970円10銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1 キロワット時につき	25 円 76 銭
-------------	-----------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 98 銭
-------------	-----------

ハ 休日平日別料金（業務用ウィークエンド電力）

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	3,531 円 10 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の休日平日別の使用電力量によって算定いたします。

a 休日

1 キロワット時につき	20 円 27 銭
-------------	-----------

b 平日

1 キロワット時につき	21 円 30 銭
-------------	-----------

(2) 高圧電力

標準約款 15（高圧電力）(5)の基本料金および電力量料金は、料金種別に応じ次のとおりといたします。

イ 一般料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	3,157 円 10 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	21 円 69 銭
-------------	-----------

ロ 時間帯別料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	3,157円10銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1キロワット時につき	23円08銭
------------	--------

b 夜間時間

1キロワット時につき	19円98銭
------------	--------

ハ I 型

(イ) 一般料金

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,541円10銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	23円23銭
------------	--------

(ロ) 時間帯別料金

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,541円10銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(a) 昼間時間

1キロワット時につき	25円92銭
------------	--------

(b) 夜間時間

1キロワット時につき	19円98銭
------------	--------

ニ II 型

(イ) 一般料金

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,827円10銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	22円40銭
------------	--------

(ロ) 時間帯別料金

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,827円10銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(a) 昼間時間

1キロワット時につき	24円42銭
------------	--------

(b) 夜間時間

1キロワット時につき	19円98銭
------------	--------

ホ III 型

(イ) 一般料金

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	3,564円10銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	20円62銭
------------	--------

(ロ) 時間帯別料金

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	3,564円10銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(a) 昼間時間

1キロワット時につき	21円14銭
------------	--------

(b) 夜間時間

1キロワット時につき	19円98銭
------------	--------

(3) 臨時電力

標準約款 16（臨時電力）(3)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 標準約款 16（臨時電力）(1)イに該当する場合

(イ) 契約電力が500キロワット未満の場合

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	3,049円32銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	25円45銭
------------	--------

(ロ) 契約電力が500キロワット以上の場合

a 基本料金

基本料金は、(2)イ(イ)の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	23 円 58 銭
-------------	-----------

ロ 標準約款 16（臨時電力）(1) ロに該当する場合

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき (1) イ (イ) の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25 円 73 銭
-------------	-----------

(4) 自家発補給電力

標準約款 17（自家発補給電力）(1) ハおよび (2) ハの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 自家発補給電力 A

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	3,267 円 11 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

1 キロワット時につき	24 円 61 銭
-------------	-----------

b a 以外の場合

1 キロワット時につき	27 円 84 銭
-------------	-----------

ロ 自家発補給電力 B

(イ) 契約電力が 500 キロワット未満の場合

a 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,795 円 21 銭
-----------------	--------------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

1キロワット時につき	24 円 36 銭
------------	-----------

(b) (a)以外の場合

1キロワット時につき	27 円 49 銭
------------	-----------

(ロ) 契約電力が500キロワット以上の場合

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	3,472 円 81 銭
---------------	--------------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

1キロワット時につき	22 円 67 銭
------------	-----------

(b) (a)以外の場合

1キロワット時につき	25 円 38 銭
------------	-----------

(5) 予 備 電 力

標準約款18(予備電力)(3)の基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	予 備 線	136 円 40 銭
	予 備 電 源	159 円 50 銭

5 燃 料 費 等 調 整

(1) 標準約款別表2(燃料費等調整)(2)イ(イ)に定める α 、 β および γ の値

α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

- (2) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (2)イ(ロ)に定める基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基 準 燃 料 価 格	51,400 円
-------------	----------

- (3) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (2)ロに定める基準単価

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 8 厘
-------------	----------

- (4) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (3)イ(イ) a に定める x および y の値

x および y の値は、次のとおりといたします。

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

- (5) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (3)イ(ロ)に定める基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

基 準 市 場 価 格	12 円 24 銭
-------------	-----------

- (6) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (3)ロに定める調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

調 整 係 数	0.229
---------	-------

- (7) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (4)イ(ロ)に定める離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

離 島 基 準 燃 料 価 格	79,300 円
-----------------	----------

- (8) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (4)イ(ハ)に定める離島調整上限燃料価格

離島調整上限燃料価格は、次のとおりといたします。

離 島 調 整 上 限 燃 料 価 格	119,000 円
---------------------	-----------

- (9) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (4)ロに定める離島基準単価

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

附 則（実施期日）

この料金表（高圧）は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。